

## 別表三の二 「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算等に関する明細書」

### 1 この明細書の用途等

この明細書は、次の(1)に掲げる場合に使用します。

ただし、次の(2)に掲げる場合には、法第 81 条の 13 第 1 項(連結特定同族会社の特別税率)又は平成 18 年改正前の法第 81 条の 13 第 1 項(連結同族会社の特別税率)の規定は適用されませんので、この明細書の記載は必要ありません。

(1) 使用する場合	
特定同族会社	イ 平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する連結事業年度 別表二の「判定結果 18」が「特定同族会社」に該当する連結親法人が、法第 81 条の 13 第 1 項(連結特定同族会社の特別税率)の規定により法人税を課される留保金額及び税額を計算する場合に、この明細書の各欄に記載します。
同族会社	ロ 平成 18 年 4 月 1 日前に開始した連結事業年度 ① 旧別表二の「判定結果 6」が「同族会社」に該当する連結親法人が、平成 18 年改正前の法第 81 条の 13 第 1 項(連結同族会社の特別税率)の規定により法人税を課される連結留保金額及び税額を計算する場合に、この明細書の「30」から「33」までの各欄以外の各欄に記載します。 ② 平成 18 年改正前の措置法第 68 条の 109 第 2 項(連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用)に規定する連結親法人が、同項の規定の適用を受ける場合に、この明細書の「30」から「32」までの各欄に記載します。 (注) 平成 18 年改正前の措置法第 68 条の 109 第 2 項に規定する連結親法人とは、当期末における資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の同族会社で「32」欄が 0.5 以下となる法人をいいます。
(2) 記載の必要がない場合	
特定同族会社	イ 措置法第 68 条の 109 第 1 項に規定する次の(イ)に掲げる中小企業者に該当する特定同族会社である連結親法人が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に開始する連結事業年度において、次に掲げる書類を連結確定申告書に添付した場合
同族会社	ロ 平成 18 年改正前の措置法第 68 条の 109 第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する次の(イ)又は(ロ)に掲げる中小企業者に該当する同族会社である連結親法人が、平成 17 年 4 月 13 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に開始した連結事業年度において、それぞれ次に掲げる書類を連結確定申告書に添付した場合
添付する書類	(イ) 中小企業新事業活動促進法第 9 条第 1 項の承認を受けた同法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当する場合……次の①から③までに掲げる書類 ① 中小企業新事業活動促進法に規定する行政庁が承認をした旨を証する書類 ② 承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している旨を証する書類 ③ 承認経営革新計画の計画書の写し (ロ) 設立後 10 年以内の各連結事業年度(平成 17 年 4 月 13 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に開始した各連結事業年度に限ります。)において、中小企業新事業活動促進法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当する場合……次の①及び②に掲げる書類 ① 中小企業新事業活動促進法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者である旨を証する書類 ② 設立の日等を明らかにする書類

注1 上記イ及びロに掲げる書類については、「経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社等の特別税率の不適用制度に関する明細書」を利用してください。

なお、当期が平成17年4月1日から平成17年4月12日までの間に開始し、かつ、平成18年4月1日以後に終了する連結事業年度である場合において、平成17年改正前の措置法第68条の109第1項各号、第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合には「連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書(平17.4.1以後終了連結事業年度分)」を利用してください。

2 中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者とは、次に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営むかの区分に応じて、それぞれ次に掲げる資本金の額又は出資の総額の法人及び次に掲げる従業員数(常時使用する従業員の数をいいます。)の法人並びに企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等をいいます。

業 種	中小企業新事業活動促進法第2条第1項の該当号	資本金の額又は出資の総額	従業員数
イ 製造業、建設業、運輸業その他の業種(ロからトまでの業種を除きます。)	第1号	3億円以下	300人以下
ロ 卸売業	第2号	1億円以下	100人以下
ハ サービス業(ヘ及びトの業種を除きます。)	第3号	5,000万円以下	100人以下
ニ 小売業	第4号	5,000万円以下	50人以下
ホ ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。)	第5号	3億円以下	900人以下
ヘ ソフトウェア業又は情報処理サービス業		3億円以下	300人以下
ト 旅館業		5,000万円以下	200人以下

おって、当期の連結所得の計算に当たって、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額があるため、当期の連結所得の金額が0となる場合であっても、当期の連結留保金額について法第81条の13の規定による連結特定同族会社の特別税率又は平成18年改正前の法第81条の13の規定による連結同族会社の特別税率が適用されることがあることに注意してください。

- ① 非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡損失額(法81の13②)
- ② 受取配当等の益金不算入額(令第155条の24((連結事業年度において他の連結法人から受ける配当等の額)の配当等の額に係る金額を除く。)(法81の13②)
- ③ 法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。)の益金不算入額(法81の13②)
- ④ 繰越連結欠損金の損金算入額(法81の13②)
- ⑤ 分割前事業年度等の欠損金の損金算入額(法81の13②)
- ⑥ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額(法81の13②)
- ⑦ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(措置法68の62④)
- ⑧ 沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額(措置法68の63⑤)
- ⑨ 収用換地等の場合の連結所得の特別控除額(措置法68の73⑨)
- ⑩ 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除額(措置法68の74⑥、68の75④、68の76③)
- ⑪ 特定外国子会社等又は特定外国信託が配当等をした場合の課税済留保金額の損金算入額(措置法68の92⑦、68の93の4③)
- ⑫ 農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額(措置法68の101④)

- ⑬ 株式移転に係る子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額（平成 18 年改正前の措置法 68 の 105 ④）
- ⑭ 取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される所得の金額のうち、相手国の居住者に支払われない金額（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 7②）

## 2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結法人税額 6」	別表一の二(一)の「差引法人税額 4」 + 「リース特別控除取戻税額 5」 + 「同上に対する税額 7」 + 「法人税額計 10」の外書 - 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 11」 - 「控除税額の計算」の「計 43」により計算した金額を記載します。この場合、この金額がマイナスになるときは、0 と記載します。	
「期首連結利益積立金額 11」	(1) 平成 18 年 5 月 1 日以前に開始した連結事業年度にあつては「又は（別表五の二(一)「20 の①」 - (4)）」を消します。 (2) 平成 18 年 5 月 1 日後に開始する連結事業年度にあつては「(別表五の二(一)「20 の①」) 又は」を消します。	
「適格合併等により増加した連結利益積立金額 12」	適格合併、適格分割型分割又は連結完全支配関係を有する他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連結利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額 13」	適格分割型分割又は連結完全支配関係を有する他の連結法人の株式の譲渡等により減少した連結利益積立金額を記載します。	
「積立金基準額 15」	この金額がマイナスとなる場合には、0 と記載します。 なお、「期末連結利益積立金額 14」の金額がマイナス (△) である場合には、「同上の 25%相当額 10」の金額とそのマイナスの金額との差額に相当する金額を記載します。	例えば、「10」の金額が 25,000,000 円、「14」の金額が △5,000,000 円である場合には、25,000,000 円 - (△5,000,000 円) = 30,000,000 円を「15」に記載します。
「定額基準額 (1,500 万円 又は 2,000 万円) × $\frac{\quad}{12}$ 16」	(1) 平成 18 年 4 月 1 日以前に開始した連結事業年度にあつては「又は 2,000 万円」を消します。 (2) 平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する連結事業年度にあつては「1,500 万円又は」を消します。 (3) 「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	算し、1月未満の端数は切り上げます。) を記載します。	
「所得基準額29」	<p>次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 平成18年4月1日前に開始した連結事業年度 (28) × (35%<del>、40%又は50%</del>)</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後に開始する連結事業年度</p> <p>イ 連結親法人の資本金の額又は出資金の額が1億円以下である場合 (28) × (35%<del>、40%又は50%</del>)</p> <p>ロ 連結親法人の資本金の額又は出資金の額が1億円超である場合 (28) × (35%<del>、40%又は50%</del>)</p>	
「前期末の総資産の額の合計額 30」	<p>前期の各連結法人の確定した決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額(次の(1)から(5)までに掲げる金額がある場合にはこれを減算し、(6)に掲げる金額がある場合にはこれを加算します。) を記載します。</p> <p>(1) 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金として積み立てている金額</p> <p>(2) 特別償却準備金として積み立てている金額</p> <p>(3) 土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価が行われた土地に係る同法第7条第2項に規定する再評価差額金が貸借対照表に計上されている場合の同条第1項に規定する再評価差額に相当する金額</p> <p>(4) その他有価証券(売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券をいいます。以下同じ。)に係る評価益等相当額</p> <p>(5) 当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する負債(借入金その他利子の支払の基因となるものに限ります。)の額に相当する金額</p> <p>(6) その他有価証券に係る評価損等相当額</p>	
「前期末の自己資本の額の合計額 31」	<p>各連結法人の前連結事業年度終了の時における連結個別資本金等の額(前連結事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、資本金等の額)及び連結個別利益積立金額(前連結事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、利益積立金額)の合計額を記載します。</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>なお、その連結法人の同族株主等に対する負債（借入金その他利子の支払の基となるものに限ります。）の額がある場合には、その金額を加算します。</p>	
<p>「課税連結留保金額」の「36」及び「37」</p>	<p>「<math>\frac{\quad}{12}</math>」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。</p>	
<p>「年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額（（35）－（36）又は（1億円×<math>\frac{\quad}{12}</math>－（36）のいずれか少ない金額）37」</p>	<p>「課税連結留保金額35」の金額が年3,000万円相当額を超える場合に、年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額を記載します。</p> <p>この場合、その金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税連結留保金額35」で切り捨てた1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。</p>	

### 3 根拠条文

法81の13、平成18年改正前の法81の13、令155の23～155の25の3、平成18年改正前の令155の23～155の25、措置法68の109、平成18年改正前の措置法68の109、平成18年改正前の措置法令39の128、措置法規則22の80、平成18年改正前の措置法規則22の80